

## 東京観光タクシードライバー認定要綱

### (目的)

第1条 東京における観光客のニーズに対応できる「観光知識」及び「おもてなしの心」を備えた一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会に加盟するタクシー事業者に雇用されているタクシー乗務員（以下「タクシー乗務員」という。）及び社団法人東京都個人タクシー協会に加盟する個人タクシー事業者（以下「個人タクシー事業者」という。）を「東京観光タクシードライバー」として認定し、東京の観光振興とタクシー事業の活性化を図るため、この要綱を定める。

### (認定要件)

第2条 東京観光タクシードライバーは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 公益財団法人東京観光財団及び東京商工会議所が主催する東京シティガイド検定を合格していること。
- (2) バリアフリー研修推進実行委員会が認証するユニバーサルドライバー研修又は一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会及び一般社団法人シルバーサービス振興会が主催するケア輸送サービス従事者研修を完了していること。

### (認定研修)

第3条 第2条の要件を満たし、東京観光タクシードライバーの認定を受けようとするタクシー乗務員及び個人タクシー事業者は、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会（以下「協会」という。）が主催する東京観光タクシードライバー認定研修（以下「認定研修」という。）を受講しなければならない。

### (認定)

第4条 一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会長（以下「協会長」という。）は、第3条の認定研修を受講したタクシー乗務員及び個人タクシー事業者を東京観光タクシードライバーに認定する。

### (認定証の交付)

第5条 協会長は、第4条の認定を受けたタクシー乗務員及び個人タクシー事業者に対し、東京観光タクシードライバー認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

### (注意事項の厳守)

第6条 東京観光タクシードライバーは認定証裏面に記載されている注意事項を厳守しなければならない。

### (有効期間)

第7条 認定証の有効期間は、交付された日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。但し、平成24年8月5日付交付の認定証の有効期間は、平成27年3月31日までとする。

(認定証の更新)

第8条 認定証の更新をしようとするものは、有効期間が終了することになる年において、原則として協会が主催する認定研修を受講し、認定証の更新を受けなければならない。

(認定証の返納)

第9条 認定証取得時に所属していた事業者を退職した場合には速やかに認定証を協会に返納しなければならない。また、会社間移動も退職時と同様に返納し、再度発行する場合は再受講する必要がある。

(認定の取消)

第10条 協会長は認定後、東京観光タクシードライバーとしての第2条の認定要件を欠き認定を受けていたと認められる場合又はその信用を著しく傷つけるような行為等により、東京観光タクシードライバーとして相応しくないと認められる場合においてタクシー活性化プロジェクトチームの意見を聴取し、認定を取消することができる。なお、取り消しを受けた東京観光タクシードライバーは速やかに認定証を返納しなければならない。

(情報の保護)

第11条 東京観光タクシードライバー認定に係る個人情報、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて、管理を徹底する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて協議したうえ、協会長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月8日から施行する。